

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の招集時期に関する規則

平成19年2月19日

規則第14号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年2月及び8月にこれを招集するものとする。ただし、特別な事情がある場合には、変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。